

第2回辰野町景観計画策定委員会

平成30年7月18日（水）19：00～

於：辰野町役場

景観形成基本理念について

資料をご覧ください

景観計画の構成について

前回いただいたご意見のまとめ

- ・いただいた意見を分野ごとに分類
- ・基本理念に盛り込むもの、その他の章などへ盛り込むものと分けて検討
 - 大きい内容のものは基本理念へ 詳細な内容はその他の章などへ



基本理念の文章と前文を検討

理念の文章に入れた事から

- ・町の風景（景観）はふるさとを感じさせること
- ・町に暮らす人たちに大切に守られてきたこと
- ・次世代へも町の景観を残していくこと
- ・皆さんの決意を入れること

基本理念の（案）を読みます

「序章」について

- ・基本理念に盛り込めなかった事がらを記載
- ・計画の中身へ入る前段としての位置づけ
- ・町の景観について説明的な表現とした

「序章」を読み上げます

基本理念の（案）2は？

箇条書きにしないはずでは？

箇条書きの（案）を作った理由

- ・盛り込みたい事がらが多岐にわたり、前文が長くなった
- ・その結果、言いたいことのポイントが少しぼやけてしまった
- ・箇条書きにして整理することで「取り組むこと」を明確化

基本理念の（案）2を読みます

それでは、ご検討をお願いします

地区区分について

「地区区分」とは（再々確認）

前回資料より

● 地区区分の基本的な考え方

面的な景観と軸的な景観

面的景観＝ある一定の特徴的なまとまりを持った景観

- 山地・森林
- 田園
- 住居地
- 商工業地

など

軸的景観＝特徴が明確で、地域の骨格となっている、
あるいは面的な区域を貫通するような景観

- 道路
- 河川
- 段丘林

など



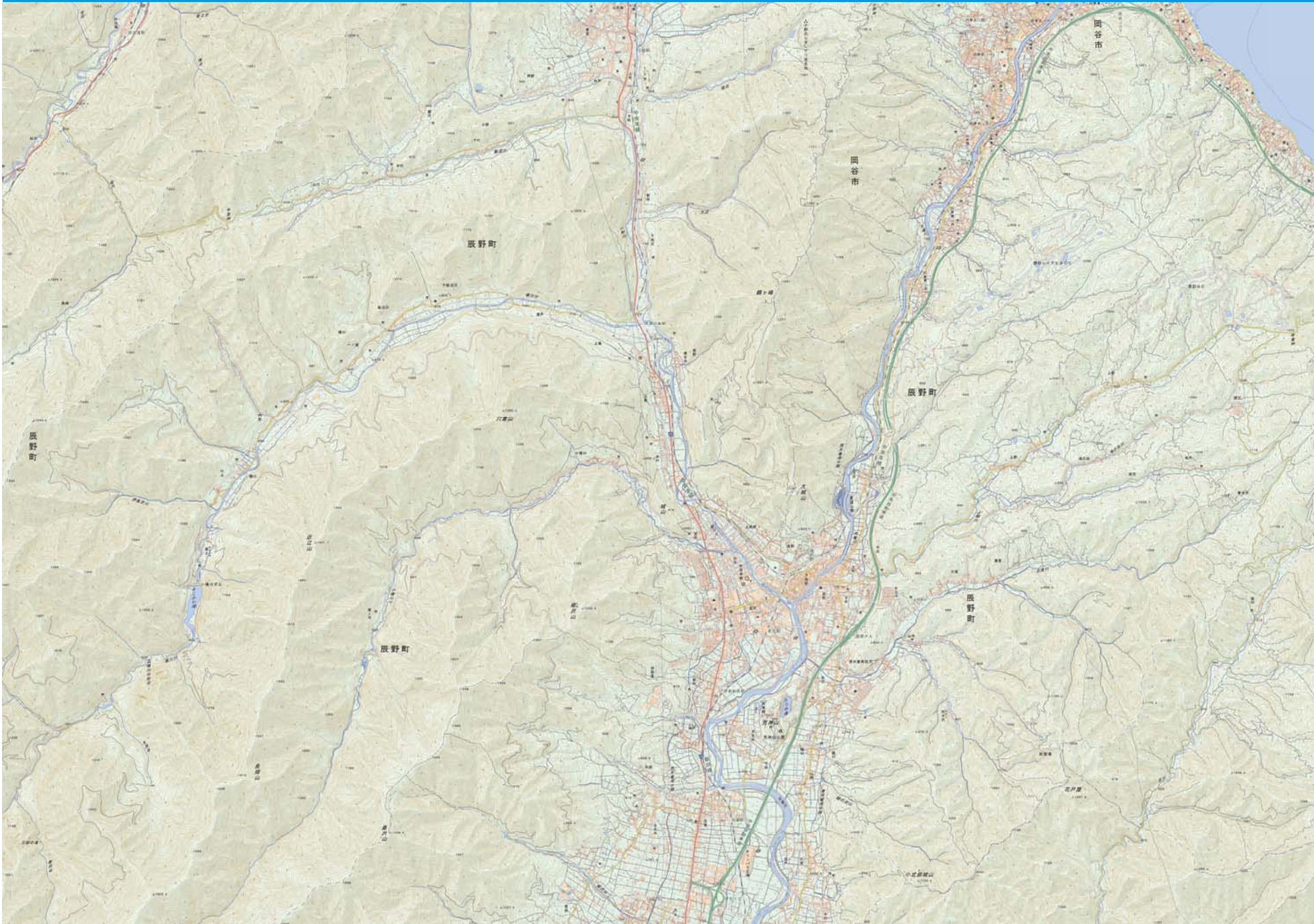
今後の策定委員会内で検討

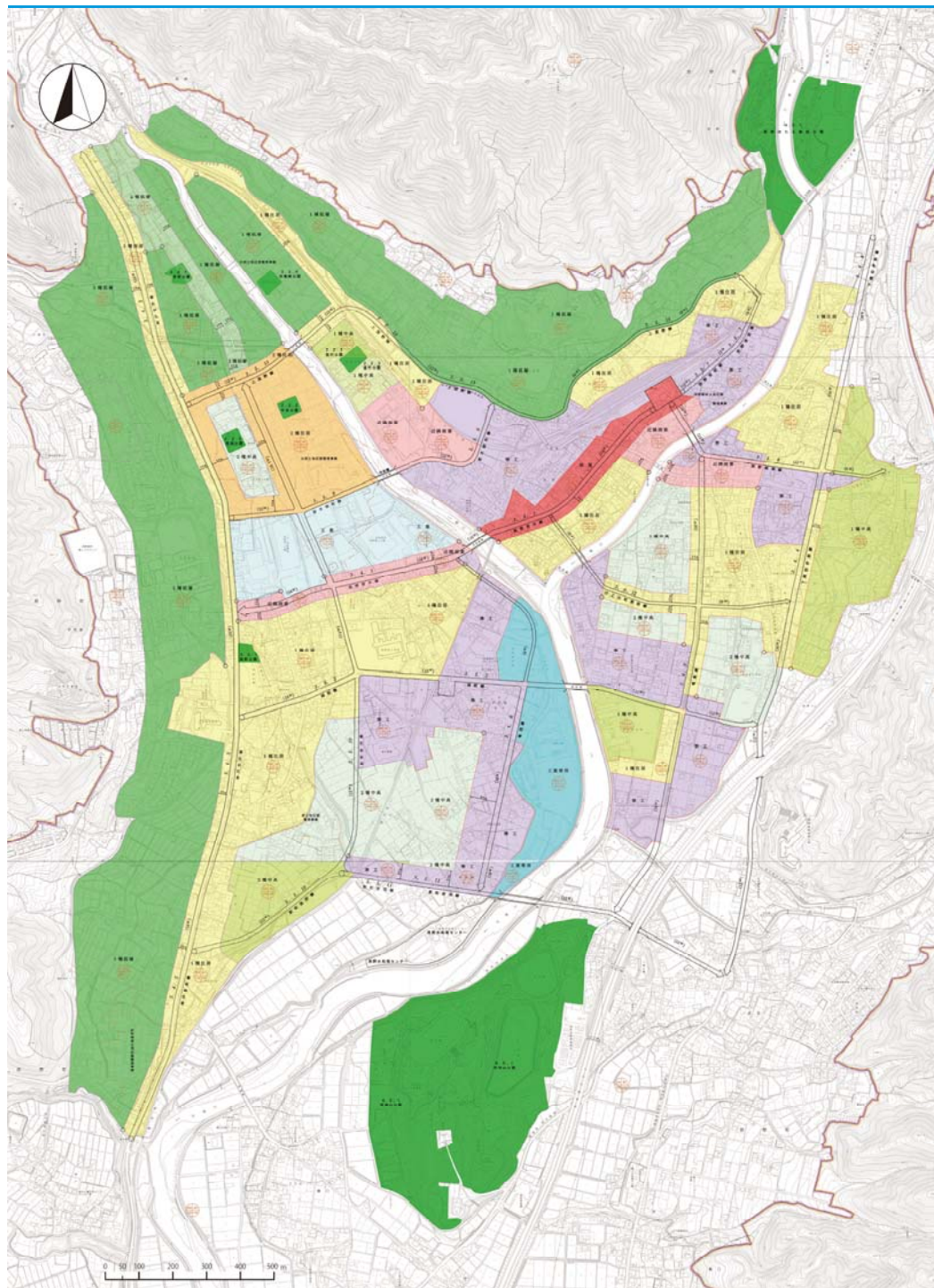
「地区区分」の考え方

地区区分の考え方

項目	地区区分	対象	備考
面	山地	広範囲に樹木が密に生育している地域	名称は「山地・里山」とするか
	田園	おもに農地の地域。点在する住宅地も含んだ地域	景観の様相で検討
	住居	市街地を形成する地域と今後住宅の増加が見込める地域	景観の様相で検討
	商工業	都市計画法により、近隣商業区域、商業区域、準工業区域、工業区域、工業専用区域に指定されている範囲と大型店舗や工場等が立地している地域	景観の様相で検討
軸	河川	水面を含む河川沿いに帯状に形成され、景観形成が必要な河川の両側18m の地域	【対象】一級河川 天竜川、小野川、駒沢川、飯沼川、横川川、小横川川、北ノ沢、桑沢川、前沢川、上野川、鴻の田川、沢底川、樋の沢川
	道路	主要幹線道路および景観形成が必要な道路の両側30m の地域	【対象】一般国道、県道、町道のうち良好な景観形成が必要なもの ■国道 国道153号 ■県道 主要地方道下諏訪辰野線、主要地方道諏訪辰野線、主要地方道伊那辰野停車場線、県道檜川岡谷線、県道川上唐木沢線、県道与地辰野線、県道伊那富辰野停車場線 ■町道 町道1号線、町道7号線、町道12号線、町道17号線
	段丘林	天竜川や支川沿いに帯状に形成される樹林等からなる地域	委員会内で確認

用途地域について





左の図は、町内の用途地域です。

「都市計画法」という法律により、建物の種類や敷地に対する大きさや高さ、などが取り決められています。

町の景観計画では、用途地域を考慮しながらも、その境界については、現実の景観の様相（現況）に合わせて考えます。

■ 地区区分について（資料） _ 平成 30 年 7 月 18 日

地区区分の提案・協議事項

- ・山地については「山地・森林」ではなく、「山地・里山」とするか
- ・荒神山は「里山」とするか
- ・天竜川支川の谷中は「田園」とすることを基本とする
- ・用途地域内は用途に合わせず、景観の様相で検討
- ・「住宅」と「田園」の境界は明確に区切れない箇所が多いため、どちらの要素が大きいかで決定（「商業」と「住宅」・「田園」も同様）
- ・全ての道路、河川を軸として設定しない
→道路は「国道」、「県道」、「町道 1・7・12・17 号線」
河川は一級河川としたい
- ・軸として、段丘林を扱うか

軸同士が重なる箇所の同様の基準については、厳しい方の基準が適用となる

面と軸の境界が重なる場合は、基準が上乗せになる

【例】田園と山地との境界は、現況や農業振興地域を考慮して決定

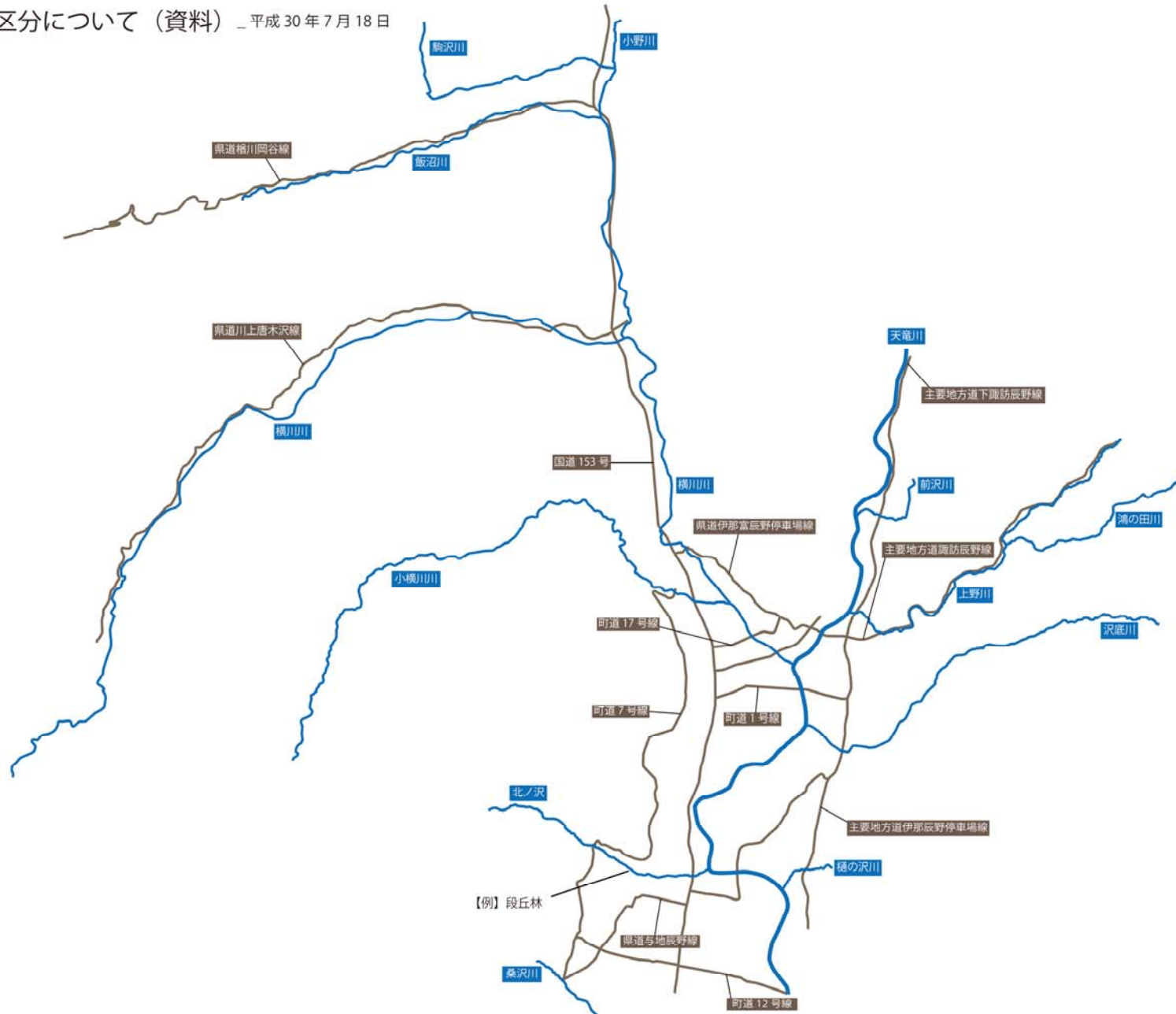
【例】段丘林

※河川と道路については、わかりやすくするために実際の幅よりも広がっているところがあります。

凡例

- ・・・用途地域
- ・・・段丘林
- ・・・田園
- ・・・山地
- ・・・河川
- ・・・道路

■ 地区区分について (資料) _平成 30年 7月 18日



次回詳細な地区区分をご検討いただきます